

未収金発生分類(たたき台)

| 発生の類型 | 原因 | 対策 |
|---|--|---|
| <p>○ 医療機関側の事情によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計終了後の治療費の算定変更や診療の追加・修正による未収 ・窓口支払い上の問題 | <ul style="list-style-type: none"> ・不十分な回収体制 ・未収金問題に対する認識不足 ・休日退院による会計不可 ・会計時の現金不足 ・分割払いの遅延 ・会計時の待ち時間が長いため帰宅 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における回収体制作り ・未収金回収に成功している事例を共有(ノウハウの共有、四病協における未収金発生防止マニュアル) ・医療機関における会計事務体制の見直し ・支払誓約書・念書等の提出 ・クレジットカードの導入 |
| <p>○ 制度上の要因によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方の一部負担割合変更後(1割⇒3割)の低い割合による受診 ・保険資格喪失後の受診 ・保険未加入 ・生活保護終了後の受診 ・救急医療で発生するもの ・出産関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・旧高齢受給者証の使用(未回収) ・旧保険証の使用(未回収) ・保険未加入のため医療費が高額となり、未払い ・生活保護受給者と偽り受診 ・福祉事務所から医療機関への連絡遅延等 ・保険証、所持金なし ・出産育児一時金の受給後、支払うと約束するものの未払い | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障カード(H23年度中目途に導入予定) ・社会保険庁と自治体との資格情報交換 ・福祉部門と国保の連携強化 ・福祉事務所から医療機関への連絡の徹底 ・保険制度の周知徹底 ・医療機関における会計事務体制の見直し ・受取代理制度(平成18年10月～)の実施徹底 |

| 発生の類型 | 原因 | 対策 |
|--|---|---|
| <p>○ その他の要因によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質滞納者 ・治療内容への不満 (診療上のトラブル) ・生活困窮 ・死亡退院 (相続人が不明・不存在、身寄りがない) ・ホームレスの問題 ・外国人の未払い ・第三者行為による支払方法の未決定時の治療費 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関側の不十分な回収努力 ・応召義務の解釈 ・実施の少ない保険者徴収 ・医療機関と患者との意見の相違 ・治療内容への不満を口実に支払拒否 ・医療費を支払うだけの資力が不在 ・負担軽減制度を知らないため、医療費負担をまともに背負ってしまう。 ・請求先不明のまま死亡 ・請求先不明 ・医療費を支払う資力が不在。 ・未払いのまま帰国や不法滞在のために本人の居所を確認できず、請求先不明で未払い ・支払い額について、当事者間の合意形成が難しい | <ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化(平成19年度～)の活用 ・応召義務の解釈の明確化 ・法的措置等の活用 ・保険者徴収制度の運用等保険者の協力強化 ・患者との信頼関係の構築 ・法的措置等の活用 ・保険者徴収制度の運用等保険者の協力強化 ・相談窓口の設置 ・高額療養費の現物給付化制度の周知、利用 ・分納交渉 ・一部負担金減免制度の活用 ・無料低額診療事業の活用 ・生活保護申請の支援 ・入院保証金にかかる解釈の周知徹底 ・生活保護の適用等 ・救命救急センター運営事業(平成8年度～)の拡充の検討 ・保険制度の普及・適用の徹底 ・医療機関における会計事務体制の見直し ・医療機関と自治体・社会保険庁との情報交換 ・医療機関から損害保険会社等への積極的な働きかけ ・保険会社等の対応改善 |

債権回収の手続き（一般）

08年1月21日

畔 柳 達 雄

1、一般的な手続きについて

- ・電話（通信媒体）催促；時刻、不在
- ・文書催促
 - 通常郵便
 - 簡易書留郵便；不在、拒否
 - 内容証明郵便；不在、拒否
- ・直接催促・取り立て

2、裁判所の手続きについて；送達の問題

- ・督促手続（簡裁）；職員代理人（裁判所の許可）
- ・訴訟（簡裁）；同上
 - 通常訴訟（140万円を超えない）
 - 少額訴訟（1件60万円、年10回まで）
- ・調停手続（簡裁）
- ・通常訴訟（地裁）；弁護士代理人 判決より和解（分割弁済）

3、強制執行；送達の問題、費用の問題

- ・仮差押え（財産がある場合）
 - 動産
 - 債権
 - 不動産

- ・本執行

4、専門家による少額債権回収の奥義ーカードローンの場合

- ・ 電話による回収が基本
- ・ 支払者についての情報を克明に記載させる；自宅、勤務先、家族関係、携帯電話、メールなどを含む
- ・ 不払いが起きたら直ちに連絡する
- ・ 払え払えといわないで、払えない事情をやさしく聞く。そのうえで分割払いに応じてあげる
- ・ 電話のやり取りを常に録音しておく

5、結論

2と3の手段は、サラ金業者のようなプロにとって役立つが、素人には役立たないのが実体。

以上

平成 20 年 1 月 21 日
独立行政法人国立病院機構

法的措置の実施を通じた問題

○ 支払督促

- ・ 文書の送付のみとなるので、未払者の反応がない場合がある。
- ・ 異議申立てのあった場合、訴訟に移行せざるを得ない。
- ・ 結果、支払督促が確定しても入金がない場合がある。
- ・ 支払督促から仮執行宣言、さらに強制執行と段階的に手続きを行う必要がある。
- ・ 強制執行を実施しようにも財産の確認が困難であり、差押えができない場合がある。

○ 少額訴訟、訴訟

- ・ 医療費については、債務を認めない場合がほとんどなく、訴訟であっても 1 回で済む場合が多く、少額訴訟と訴訟（140 万円以下の場合）とに、あまり違いがない。
- ・ 少額訴訟（訴訟）では分割払いによる和解となる場合が多く、毎月の弁済額も未払者の申立て金額となるため、支払いが長期化する。
- ・ 分割払いでは、途中で入金が滞る場合があり、結果、通常債権と同様に督促が必要となる。

(注) 法的措置を行っている病院の担当者からの聞き取り

平成20年1月21日

第4回医療機関の未収金問題に関する検討会資料

無料低額診療事業について

社会・援護局総務課

無料低額診療事業の概要

- 無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業。
- 無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

【対象者】

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

【無料低額診療事業の基準】

生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること等

【施設数】

| | |
|--------------|---------------|
| 260 (平成17年度) | |
| (経営主体別の内訳) | |
| 社会福祉法人 | 166 (うち済生会77) |
| 社団法人 | 41 |
| 財団法人 | 40 |
| 日本赤十字社 | 9 |
| 宗教法人 | 3 |
| 地方公共団体 | 1 |

【患者数】

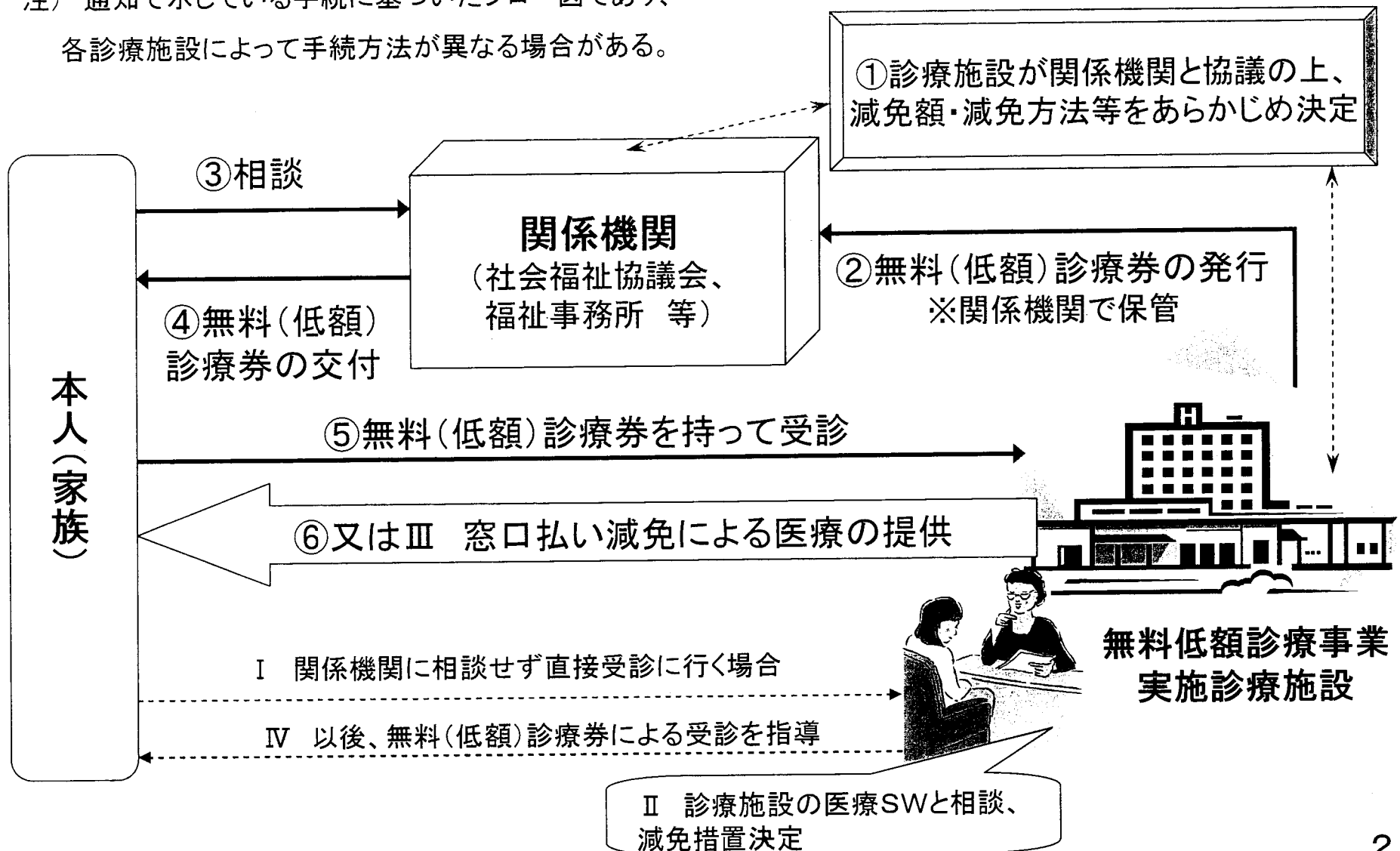
| | |
|------------------|----------------------|
| 取扱延べ患者数 (平成17年度) | 44,298,761人 (100.0%) |
| うち無低診療延べ患者数 | 6,338,306人 (14.3%) |
| うち生活保護患者数 | 3,340,615人 (7.5%) |
| うちその他の減免患者数 | 2,997,691人 (6.8%) |

(その他の減免患者数の内訳 (平成17年7月1日～平成18年3月31日))

| | | | |
|-------------|------------|--------|---------|
| ・公的医療保険加入者 | 2,248,162人 | ・ホームレス | 27,512人 |
| ・公的医療保険未加入者 | 161,198人 | ・DV被害者 | 444人 |
| | | ・外国人 | 997人 |

無料低額診療事業の受診手続フロー

注) 通知で示している手続に基づいたフロー図であり、
各診療施設によって手続方法が異なる場合がある。



無料低額診療事業の実績の推移

| | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 取扱患者総数(A) | 47,201,894 | 47,223,069 | 48,406,979 | 46,539,931 | 46,146,506 | 45,729,001 | 44,298,761 |
| 生活保護 | 2,961,222 | 2,970,547 | 3,125,812 | 3,218,624 | 3,387,600 | 3,389,790 | 3,340,615 |
| その他の減免 | 3,981,386 | 3,870,332 | 3,695,143 | 3,637,473 | 3,443,322 | 3,194,636 | 2,997,691 |
| 減免合計 (B) | 6,942,608 | 6,840,879 | 6,825,828 | 6,856,097 | 6,830,922 | 6,584,426 | 6,338,306 |
| (B)/(A) × 100 | 14.7% | 14.5% | 14.1% | 14.7% | 14.8% | 14.4% | 14.3% |
| 施設数 | 251 | 250 | 253 | 256 | 262 | 260 | 260 |

無料低額診療事業を行う者に係る税制優遇を受けられる主体

主な国税

○ 法人税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 民法法人

(根拠条文)

- ・ 社会福祉法人…法人税法上、社会福祉法人が行う医療保健業は収益事業から除外
→ 法人税法施行令第5条第29号ロ
- ・ 民法法人…法人税法上、民法法人が行う無料低額診療事業は収益事業から除外
→ 法人税法施行令第5条第29号ヨ
法人税法施行規則第6条第4号ホ

※ 公益法人等（社会福祉法人、民法法人等）は、基本的に法人税は非課税だが、収益事業からの所得のみについては法人税が課税される。

主な地方税

○ 法人住民税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 民法法人

○ 不動産取得税・固定資産税

(主体)

- ・ 社会福祉法人
- ・ 日本赤十字社
- ・ 民法法人
- ・ 農協
- ・ 生協
- ・ 宗教法人（旧社会福祉事業法に規定された届出を行ったものに限る）
- ・ その他社会福祉事業としての無料低額診療事業を営んでいる者（※不動産取得税のみ）

(根拠条文)

- ・ 社会福祉法人（日本赤十字社含む）その他政令で定める者
→ 地方税法第73条の4第4号の7
地方税法第348条第2項第10号の6
- ・ 政令で定める者…民法法人、農協、生協その他省令で定めるもの
→ 地方税法施行令第36条の10
地方税法施行令第49条の15
- ・ 省令で定めるもの…無低事業を営む者かつ一部の宗教法人
→ 地方税法施行規則第7条の3の5
地方税法施行規則第10条の7の3

無料低額診療事業を行う者に係る税制の優遇

○ 固定資産税

- ・ 無料低額による受診者割合が10%以上
→ 非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が5%以上10%未満
→ $(\text{減免者の割合}(\%) - 5) \times 5 + 75$ (%)
の部分が非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が2%以上5%未満
→ $(\text{減免者の割合}(\%) - 2) \times 15 + 30$ (%)
の部分が非課税
- ・ 無料低額による受診者割合が2%未満
→ 課税

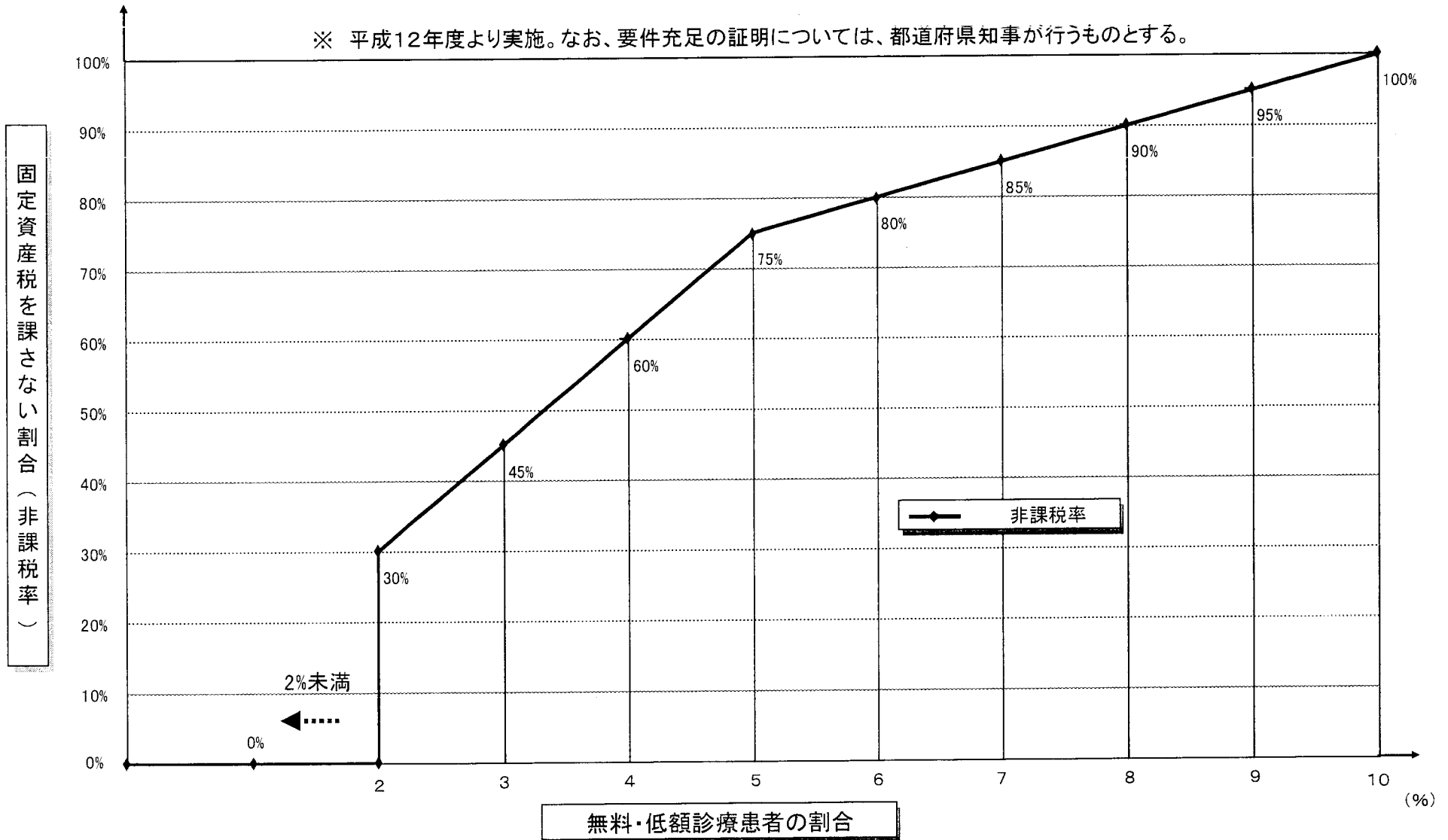
※ 社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会については、公的医療機関の開設者であるため、受診者割合に関わらず非課税。

○ 不動産取得税

非課税

無料・低額診療事業に係る固定資産税の税率

※ 平成12年度より実施。なお、要件充足の証明については、都道府県知事が行うものとする。



| 要件充足率 | 段階率 | 算定式 |
|------------|-------------|---|
| 0%以上 2%未満 | 100% (割引なし) | |
| 2%以上 5%未満 | 70%～25% | $(\text{無低患者取扱率} - 2/100) \times 15 + 30/100$ |
| 5%以上 10%未満 | 25%～0% | $(\text{無低患者取扱率} - 5/100) \times 5 + 75/100$ |

參考資料

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について

(平成13年7月23日)

(社援発第1276号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局長通知)

標記の事業(以下「無料又は低額診療事業」という。)については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」(昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。)によりその基準が定められているところではありますが、今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)の施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額診療事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、第三の1を除いて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

第一 無料又は低額診療事業の基準

次の項目のうち、1、2、3及び4に該当するとともに病院にあっては、5から10までの項目のうち二以上、診療所にあっては、7又は8のいずれかの項目に該当すること。

- 1 低所得者、要保護者、行旅病人、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等の生計困難者を対象とする診療費の減免方法を定めて、これを明示すること。

- 2 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること。
- 3 医療上、生活上の相談に応ずるために医療ソーシャル・ワーカーを置き、かつ、そのために必要な施設を備えること。
- 4 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。
- 5 老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等が常時相当数入院できる体制を備えること。
- 6 生活保護法による保護を受けている者、その他の生計困難者のうちで日常生活上、特に介護を必要とする者のために常時相当数の介護者を確保する体制を備え、かつ、そのために必要な費用を負担すること。
- 7 当該診療施設を経営する法人が、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設を併せて経営していること。又は、当該診療施設がこれらの施設と密接な連携を保持して運営されていること。
- 8 夜間又は休日等通常の診療時間外においても、一定時間外来診療体制がとられていること。
- 9 地区の衛生当局等との密接な連携の下に定期的に離島、へき地、無医地区等に診療班を派遣すること。
- 10 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、肢体不自由者更生施設、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。

第二 留意事項

- 1 この基準は、病院又は診療所ごとに適用されるが、社会福祉施設等の施設内に附置された診療所であって、専ら当該施設の利用者のために診療を行っているものについては、適用されないものであること。
- 2 診療施設において取り扱う患者の診療方針、診療報酬については、健康保険法の例によること。
- 3 診療施設の経営主体は、無料又は低額な料金による診療事業を行うために必要な資産を有すること。
- 4 診療費の減免は、おおむね次のような方法により行うこと。
 - (1) 診療施設は、無料診療券又は低額診療券を発行すること。この場合において、これらの診療券は、当該施設を利用することができ

る地域の社会福祉協議会等において保管し、必要に応じて第一の1の生計困難者に交付することとし、診療施設は、無料診療券又は低額診療券の提出を受けて診療費の減免を行うこと。

- (2) 診療費の減免額は、診療施設において関係機関と協議の上決定すること。
- (3) 診療施設において、無料診療券又は低額診療券によらない患者から診療費の減免の申出があった場合には、医療ソーシャル・ワーカーがその相談に応じ、適宜減免の措置を採るとともに、社会福祉協議会、民生委員等と十分連絡し、以後無料診療券又は低額診療券により診療を受けるよう指導すること。
- (4) 以上について、その実効を確保するためには、市町村社会福祉協議会、民生委員協議会、民生委員等の十分な協力が必要であると考えられるので、各関係機関に無料又は低額診療事業の内容について周知徹底を図り、その適正な運営を期するよう指導されたいこと。

第三 今後における指導監督

- 1 無料又は低額診療事業を行う者について、少なくとも毎年一回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行われたいこと。
- 2 無料又は低額診療事業の開始に係る社会福祉法人の設立又は定款変更の認可は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、抑制を図るものであること。
- 3 社会福祉法人で、本基準により今後無料又は低額診療事業を行うことが不適当であると認められるものについては他の法人への切り替えを指導すること。この場合、定款準則にかかわらず、残余財産等は事業の性格その他を考慮して社会福祉法人以外のものをその帰属主体とする特別の措置を考慮する方針であるので、その定款変更認可申請書の進達に際して、あらかじめ当局に相談されたいこと。
- 4 社会福祉法人以外の者から新たに無料又は低額診療事業に係る社会福祉法第69条の届出を受理するに際しても、第三の2に準じて、取り扱われたいこと。

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について

(平成13年7月23日)

(社援総発第5号)

(各都道府県民生部(局)長・各指定都市民生部(局)長・各中核市民生部(局)長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知(以下「局長通知」という。)によりお示ししたところであり、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。

なお、当該通知については、9を除いて地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」(昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知)を廃止することを併せて申し添えます。

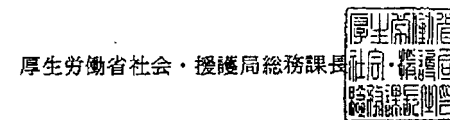
局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

記

- 1 第一の2について
 - (1) 診療施設において取り扱う患者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの診療延人員(入院及び外来を含む。)について算定するものであること。
 - (2) 診療費の減免額のうちには、低所得階層に属する患者の療養費についての減免額のほか、当該診療施設が患者の診療のために必要なサービスとして、移送、寝具の賞与、病衣の支給、病衣類の洗濯等を実施している場合において、低所得階層に属する者のためにこれらに要する費用を減免したときは、その減免額を含めて差し支えないものであること。
- 2 第一の4について



都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市



厚生労働省社会・援護局総務課長

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業(以下「無料低額診療事業」という。)については、従来より「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金を診療を行う事業について」(平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知)等によりその取扱いを示しているところであります。

また、昨年12月には、「人身取引対策行動計画」(人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、婦人相談所は人身取引被害者に対し、「無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺の病院、利用可能な諸制度等について情報提供等の支援を行う」と規定されました。

そもそも無料低額診療事業は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者やホームレスに限られるものではありません。

つきましては、生計困難者であれば、人身取引被害者、配偶者からの暴力(DV)被害者その他の者についても、積極的に無料低額診療事業の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業を行う医療機関等に対し、周知・指導等していただくようよろしくお取り計らい願います。

なお、無料低額診療事業を実施する医療機関が不法滞在の状態にある対象者を治療した場合(入院する場合を含む。)であっても出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)違反となるものではなく、また、その旨を通報する義務もないことを申し添えます。

この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

無料の健康相談、保健教育等は、毎月1回程度日時を定めて実施するよう努めることとする。

3 第一の5について

「老人、心身障害児者その他特別な介護を要する特殊疾患患者等」とは、老人及び心身障害児者のほか、老人性精神病患者、精神疾病とその他の疾病との合併症を有する患者その他例えば進行性筋萎縮症患者等をいうものであること。

また「相当数」とは、当該診療施設の入院利用者定員の30%程度をいうものであること。

4 第一の6について

「相当数」とは、おおむね50床に1人以上の割合をいうものであること。

5 第一の7について

当該診療施設と特別養護老人ホーム等の施設との密接な連携を保持する方法としては、例えば、当該診療施設がこれらの施設に対して必要に応じ医師を派遣する体制をとっていることをいうものであること。

6 第一の8について

通常の診療時間外において、週2回程度の夜間診療日又は月2回以上の休日診療日を設け、それぞれ、1日3時間以上の外来診療体制をとり、かつ、その旨を掲示すること。

7 第一の9について

地区の保健所、医師会等関係機関との密接な連携のもとに年2回以上離島、へき地、無医地区、その他専門医のいない地域等に対し、自主的に診療班を組織し、又は関係機関の組織する診療班に医師を参加させ派遣すること。

8 第一の10について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

9 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。